

【助成対象の要件】

- 1 消費税込みの工事額が 50 万円以上の既存住宅のリフォーム工事(下表の工事例を参照ください)
- 2 町内の施工業者と契約して行う工事
- 3 利用決定があった日以降の日から工事を開始し、令和 9 年 3 月 3 1 日までに完了する工事
- 4 その他の助成等の対象となる工事が含まれていない工事

* 土幌町のその他の助成等は、次のとおりです。当事業とその他の事業(国、道、その他団体等も含まれます)を併せて利用する場合は、他の助成等の対象となる工事を除いてください

- ・ 土幌町合併処理浄化槽設置事業助成金
- ・ 土幌町木造住宅耐震改修費補助金
- ・ 高齢者等住宅改修支援事業



助成の対象となる工事の例

基礎、土台、外壁、柱、ひさし、屋根、とい、床、内壁、天井等の工事
塗装工事
給排水等設備工事
建具取替工事
ふすま、障子の張替、畳の表替
避難設備、防火設備及び換気設備工事
浴室・台所改修工事
段差解消工事
手摺設置工事
トイレ改修工事
窓ガラス交換工事
内窓設置工事
外窓、玄関断熱ドア取替工事
断熱改修工事
電気設備工事
防犯設備工事

* この表にない工事は、個別にご相談ください

対象とならない工事の例

賃貸用の住宅の工事
倉庫、車庫等の工事(住宅と一体となっているものも含む)
事業者を伴わない申込者が自ら行う工事
申込者が施工業者の場合の労務費
リフォームを伴わない解体工事
造園、門扉、塀または外構の工事
公共工事の施工に伴い移転の対象となった住宅で、移転補償の対象となる工事
電気機器単品での更新(移動可能な機器: テレビ・冷蔵庫・洗濯機など)

お問い合わせ先

■ 土幌町商工会 電話 01564 - 5 - 2614 ■ 土幌町役場産業振興課 電話 01564 - 5 - 5213